

第九十二回
帝國議會
貴族院

華族世襲財產法を廢止する法律案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

○華族世襲財產法を廢止する法律案

委員氏名

委員長 子爵秋元 春朝君
副委員長 男爵伊江 朝助君
侯爵久我 通顯君
侯爵鍋島 直泰君
伯爵清閑寺 良貞君
大谷 正男君
子爵松平 乘統君
荒川 文六君
男爵坂本 大造君
藍澤 彌八君
作間 耕逸君
渡邊 甚吉君

昭和二十二年二月十七日(月曜日)午前十時二十六分開會

○副委員長(男爵伊江朝助君) それでは華族世襲財產法を廢止する法律案の委員會を開きます、豫め、ちよつと申し上げたいと思ひますのは、委員長が缺席でありまして、今日は政府委員の御説明だけに止めて、次會は本會議のある日の午前十時から開會致すことに致したいと思ひますが、如何ですか、御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(男爵伊江朝助君) 然らば政府委員の御説明を願ひます

○政府委員(入江俊郎君) 只今御審議を御願ひ致します華族世襲財產法を廢止する法律案に付きまして、提案の理由を御説明申し上げます、華族世襲財產法は、華族制度に依る華族の身分上

の特典として、有爵者が其の資格を維持するのに必要な範圍に於きまして、世襲財產を設けし得ると云ふ趣旨の規定を内容としたものであります、然るに今回新憲法に依りまして、華族制度は將來認められなくなるに伴ひまして此の華族世襲財產の制度も新憲法施行と共に當然廢止せらるべきこととなつて居るのであります、更に最近に於きまして諸般の事情に鑑みまると云ふと、此の華族の特權を新憲法の施行迄存続させて置くだけの十分な理由がないのみでなく、却て財産税や又農地調整の關係等で、世襲財產として維持して置くことが非常な不便なこともなり、又最近の經濟上の激變に伴ふ各種の事情の爲、此の世襲財產を用ひると云ふ風な必要の起る場合もあるのであります、従つて世襲財產であるが爲に、其の處分の自由を拘束して置くこと云ふことは、却て適當の措置ではないやうに考へるのであります、勿論世襲財產の解除と云ふ風な制度は現行法上ありますけれども、併し左様な手續に出でずして、今日此の華族世襲財產制度は廢止してしまふことの方が適當と考へられるのであります、そこで此の法案を提出した次第でございます、何卒御審議の上、御協賛を御願ひ申し上げたいと存する次第であります

○副委員長(男爵伊江朝助君) 幸に爵位課長の城事務官が御出席になつて居りますが、此の方から一つ御説明を御願ひしたら如何でありますか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(男爵伊江朝助君) それでは、華族に關する何か御説明がありますれば、一つ此の際承りたい

○大谷正男君 今御話がいさゝか、全般の御説明と云ふことも或は御迷惑かとも存じますが、今大體華族の世襲財產は何件位が設定してあるか、さうして動産がどの位、大體此の位と云ふやうなことは、此の次の時に説明して戴く、さう云ふ風な資料がありましたならば願ひたいと思つたのであります、さう詳しい數を拜見させて戴かなくて宜しいのですが、此の位あると云ふことを、ちよつと御説明で願へれば結構で、只今でなくても宜しいので、此の次の會議の時に御願ひ致します、今日は少うございませう、或は此の次の方が宜しいのぢやないかと思ひますが、如何ですか

○副委員長(男爵伊江朝助君) それでは只今大谷君の言はれた通り、次會に御説明願ふことに致しまして、今日は是で散會致すことに致します、尙先程申しましたが、次會は本會議のある日の午前十時から開會致すことに致します、それでは今日は是で散會致します

午前十時三十二分散會
出席者左の如し

副委員長 男爵伊江 朝助君
委員

侯爵鍋島 直泰君
大谷 正男君
子爵松平 乘統君
荒川 文六君

男爵坂本 大造君
渡邊 甚吉君
政府委員 法制局長官 入江 俊郎君
説明員 宮内省出仕 城 富次君

昭和二十二年三月十三日印刷

昭和二十二年三月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局